

令和元年 10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されました。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

1. 対象者

保育所、認定こども園、幼稚園等を通常利用していない保育の必要性の認定を受けた3歳から小学校就学前の子ども

※ 3歳未満児（4月1日現在）は市民税非課税世帯のみが対象

2. 無償化対象額

一時預かりや病児保育の利用料（給食費等は除く）

※ 3歳以上の子ども・・・月額上限 37,000円

※ 3歳未満の子ども・・・月額上限 42,000円



保育の必要性の認定が必要となります。



施設等利用給付認定申請書に必要事項をご記入のうえ、必要な書類と一緒に市こども保育課へ提出してください。申請書は、利用施設・市こども保育課で配布しています。

提出書類

- 施設等利用給付認定申請書（現況届）※裏面も記入してください
- 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
- 保護者のマイナンバー確認書類の写し（通知カード等のコピー）
- 保護者の本人確認書類の写し（運転免許証等のコピー）
- 保護者の住民税非課税証明書 ※ 3歳未満の子どもの世帯のみ（単身赴任等で保護者の住民票が会津若松市外にある場合）

事前に申請が必要となりますので、ご利用している園またはこども保育課へお問い合わせください。

お問い合わせ 会津若松市こども保育課 電話 0242-39-1239